

令和元年6月19日開会

令和元年6月

市議会定例會議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 7 号	平成 30 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 8 号	平成 30 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計 繰越明許費の報告	別冊
報告第 9 号	平成 30 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの 報告	別冊
議案第 35 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改 正	1
議案第 36 号	寝屋川市長の給料等の特例に関する条例の制定	3
議案第 37 号	寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定	5
議案第 38 号	寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 の一部改正	7
議案第 39 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	9
議案第 40 号	寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計 画の区域内における建築物等に関する条例等の一部 改正	11
議案第 41 号	寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区 地区計画の区域内における建築物等に関する条例の 制定	16
議案第 42 号	令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 43 号	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 44 号	令和元年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊

番号	案件件	頁
議案第 45 号	人権擁護委員候補者の推薦（菊地伊三男）	24
議案第 46 号	人権擁護委員候補者の推薦（羽根田康弘）	27
議案第 47 号	人権擁護委員候補者の推薦（中野智子）	30
議案第 48 号	人権擁護委員候補者の推薦（松本勉）	33
議案第 49 号	人権擁護委員候補者の推薦（中井正昌）	37
議案第 50 号	人権擁護委員候補者の推薦（原田幸三）	41
議案第 51 号	人権擁護委員候補者の推薦（辻本通）	44
議案第 52 号	人権擁護委員候補者の推薦（友井芙美子）	47
議案第 53 号	副市長の選任	51
議案第 54 号	固定資産評価員の選任	53

議案第 35 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長の項に次のように加える。

寝屋川市第四中学校区小中一貫校 施設整備事業者選定委員会	第四中学校区における小中一貫校の施 設の整備（設計を含む。）に係る事業者 の選定についての審査に関する事務
---------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

寝屋川市長の給料等の特例に関する条例 の制定

寝屋川市長の給料等の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市長の給料等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長に対し支給する給料及び地域手当（以下「給料等」という。）の特例を定めるものとする。

(給料等の特例)

第2条 当分の間、市長に対し現にその支給定日に支給する給料等に限り、当該給料月額（地域手当の算定に係る給料の月額を含む。）については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年寝屋川市条例第24号）第3条及び別表の規定にかかわらず、同表市長の項に定める額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

議案第 37 号

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のと
おり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める條
例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるものほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるところによる。

2 家庭的保育事業等においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)
- 2 寝屋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年寝屋川市条例第16号）は、廃止する。

議案第 38 号

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に 関する条例の一部改正

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和 55 年寝屋川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「6 月」を「9 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 4 項中「次条」を「第 22 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。
(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)

第 21 条の 2 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、保険料決定通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料を併せて納付することができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

**寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷
地区地区計画の区域内における建築物等
に関する条例等の一部改正**

寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市における東部大阪都市計画宇谷地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(平成23年寝屋川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東部大阪都市計画地区計画の決定(平成23年寝屋川市告示第53号)」を「都市計画の変更について(平成31年寝屋川市告示第79号)」に改める。

第5条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

別表中「別表第2(イ)項第2号」を「別表第2(ア)項第2号」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市における東部大阪都市計画梅が丘二丁目地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(平成23年寝屋川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋南地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋南地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(平成23年寝屋川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「東部大阪都市計画地区計画の変更(平成23年寝屋川市告示第52号)」を「都市計画の変更について(平成31年寝屋川市告示第78号)」

に改める。

第7条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

別表アの項第7号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同表イの項第7号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同項第9号中「別表第2(イ)項」を「別表第2(リ)項」に改め、同表ウの項第5号中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に改め、同項第7号中「別表第2(イ)項」を「別表第2(リ)項」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画幸町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第4条 寝屋川市における東部大阪都市計画幸町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成23年寝屋川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画河北西町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第5条 寝屋川市における東部大阪都市計画河北西町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成24年寝屋川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正)

第6条 寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成25年寝屋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表中「第48条第9項本文、別表第2(リ)項第4号」を「第48条第10項本文、別表第2(リ)項第4号」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内に

における建築物等に関する条例の一部改正)

第7条 寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成26年寝屋川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

（寝屋川市における東部大阪都市計画打上新町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正）

第8条 寝屋川市における東部大阪都市計画打上新町地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成26年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

（寝屋川市における東部大阪都市計画小路地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正）

第9条 寝屋川市における東部大阪都市計画小路地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成26年寝屋川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東部大阪都市計画地区計画の決定（平成26年寝屋川市告示第228号）」を「都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第80号）」に改める。

第7条第1項第4号中「第137条の18第2項」を「第137条の19第2項」に改める。

別表中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第5号」に、「別表第2(イ)項第2号及び第3号」を「別表第2(イ)項第2号及び第3号」に、「別表第2(ウ)項」を「別表第2(ウ)項」に改める。

（寝屋川市における東部大阪都市計画讚良東町北地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正）

第10条 寝屋川市における東部大阪都市計画讚良東町北地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成28年寝屋川市条例第25号）の一部を次

のように改正する。

第3条中「都市計画の決定について（平成28年寝屋川市告示第64号）」を
「都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第81号）」に改める。

別表中「別表第2(イ)項」を「別表第2(イ)項」に改める。

(寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内に
おける建築物に関する条例の一部改正)

第11条 寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の
区域内における建築物に関する条例（平成29年寝屋川市条例第21号）の一部
を次のように改正する。

第3条中「都市計画の決定について（平成29年寝屋川市告示第55号）」を
「都市計画の変更について（平成31年寝屋川市告示第82号）」に改める。

別表中「別表第2(イ)項第3号」を「別表第2(イ)項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画太秦 桜が丘地区地区計画の区域内における建 築物等に関する条例の制定

寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画太秦桜が丘地区地区計画の区域
内における建築物等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、太秦桜が丘地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成31年寝屋川市告示第83号）による太秦桜が丘地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 地区計画の区域には、次の各号に掲げる建築物（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものを除く。）以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（いずれも床面積の合計が3,000平方メートル以下のものに限る。）
- (2) 集会所又は集会場
- (3) 作業場の床面積の合計が50平方メートル以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれがある極めて少ないもの（第1号に掲げる建築物に附属するものに限る。）
- (4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの

(建築物の容積率の最高限度)

第5条 地区計画の区域における建築物の容積率は、10分の20以下でなければならぬ。

2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積には、次の各号に掲げる建築物の部分の床面積を算入しないものとする。

- (1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（以下「自動車車庫等部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の5分の1を限度とする部分
- (2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分（以下「備蓄倉庫部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分（以下「蓄電池設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の50分の1を限度とする部分
- (4) 自家発電設備を設ける部分（以下「自家発電設備設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分
- (5) 貯水槽を設ける部分（以下「貯水槽設置部分」という。）の床面積のうち、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を限度とする部分
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（同法第2条第16号の特定建築物をいう。）の建築物特定施設（同法第2条第18号の建築物特定施設をいう。以下同じ。）の床面積のうち、移動等円滑化（同法第2条第2号の移動等円滑化をいう。）の措置を採ることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条に定める部分

（建築物の建ぺい率の最高限度）

第6条 建築物の建ぺい率は、10分の6以下でなければならない。

- 2 前項の規定の適用について、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、寝屋川市建築基準法施行細則（昭和49年寝屋川市規則第10号）第6条の規定に該当するもの内にある建築物にあっては、同項の数値に10分の1を加えたものをもって同項の数値とする。
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
 - (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの
- 4 市長は、前項第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、意見を聽かなければならない。
- 5 市長は、第3項第2号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(建築物の各部分の高さの最高限度)

第7条 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、15メートルを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

- 2 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

(壁面の位置に関する制限)

第8条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ2メートルを超えるものの面から道路の境界線（当該建築物の敷地が道路に接する部分をいう。）までの距離は、1メートル以上でなければならない。

(建築物の敷地面積に関する制限)

第 9 条 建築物の敷地面積は、500 平方メートル以上でなければならない。

- 2 この条例の施行の日（以下「基準日」という。）において、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、同項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。
- 3 法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第 1 項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第 86 条の 9 第 1 項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第 1 項の規定に適合していなかった建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなった土地
- (2) 第 1 項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 10 条 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準日における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対して

それぞれ法第 52 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項並びに法第 53 条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第 4 条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。
 - (4) 用途の変更（令第 137 条の 19 第 2 項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。
- 2 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。
- 3 法第 3 条第 2 項の規定により第 5 条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分となること。
 - (2) 増築前における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分又は貯水槽設置部分以外の部分の床面積の合計が基準日における当該部分の床面積の合計を超えないものであること。
 - (3) 増築又は改築後における自動車車庫等部分の床面積の合計、備蓄倉庫部分の床面積の合計、蓄電池設置部分の床面積の合計、自家発電設備設置部分の床面積の合計又は貯水槽設置部分の床面積のそれぞれの部分ごとの合計（以下この号において「床面積の対象部分ごとの合計」という。）が、それぞれ当該部分ごとに次のアからオまでに掲げる区分に応じ、増築又は改築後における当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積（改築の場合において、基準日における床面積の対象部分ごとの合計がそれぞれ当該部分ごとに次のアからオまでに掲げる部分

の区分に応じ基準日における当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれアからオまでに定める割合を乗じて得た面積を超えているときは、基準日における床面積の対象部分ごとの合計) を超えないものであること。

- ア 自動車車庫等部分 5分の1
- イ 備蓄倉庫部分 50分の1
- ウ 蓄電池設置部分 50分の1
- エ 自家発電設備設置部分 100分の1
- オ 貯水槽設置部分 100分の1

4 法第3条第2項の規定により第7条第1項及び第8条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該建築物の増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、第7条第1項及び第8条の規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第7条第1項及び第8条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条第1項及び第8条の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第11条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第9条までの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に第4条から第9条までの規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認

めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、第4条、第7条第1項、第8条及び第9条第1項の規定は、適用しない。

- 2 第6条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
 - (3) 第5条第1項、第6条第1項及び第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (4) 第7条第1項及び第9条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
 - (5) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第9条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和元年7月16日から施行する。

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 菊地 伊三男（きくち いさお）

生年月日

理 由

人権擁護委員菊地伊三男が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 菊地 伊三男 (きくち いさお)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 48 年 3 月 大阪体育大学体育学部卒業

職歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立和光小学校教諭
寝屋川市立第二中学校教諭 (昭和 50 年 4 月)、寝屋川市立第六中学校教諭 (昭和 51 年 4 月)、寝屋川市立友呂岐中学校教諭 (昭和 58 年 4 月)、寝屋川市立第五中学校教諭 (平成 4 年 4 月) を歴任

平成 13 年 4 月 寝屋川市立友呂岐中学校教頭

平成 15 年 4 月 寝屋川市立第八中学校教頭

平成 17 年 4 月 寝屋川市立第八中学校長

平成 23 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 23 年 9 月 保護司
至 現 在

自 平成 26 年 1 月 人權擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]
羽根田 康 弘 (はねだ やすひろ)
[REDACTED]

理 由

人権擁護委員羽根田康弘が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 羽根田 康 弘 (はねだ やすひろ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 41 年 3 月 大阪府立四條畷高等学校卒業

職歴

昭和 41 年 4 月 サンウェーブ工業株式会社 入社
昭和 43 年 3 月 同上 退社
昭和 43 年 4 月 門真市に就職
平成 17 年 4 月 高齢福祉課長
平成 18 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 昭和 61 年 4 月 寝屋川市青少年指導員
至 平成 22 年 3 月

自 平成 6 年 4 月 寝屋川市立第四中学校 P T A 会長
至 平成 7 年 3 月

自 平成 16 年 4 月 四中校区地域教育協議会長
至 平成 26 年 3 月

自 平成 20 年 12 月 寝屋川市学校支援地域本部実行委員
至 平成 23 年 3 月

自 平成 22 年 4 月 高倉自治会長
至 現 在

自 平成 23 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

自 平成 23 年 4 月 寝屋川市地域教育協議会委員
至 平成 26 年 3 月

自 平成 29 年 4 月 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至 現 在

賞 罰

平成 14 年 6 月 大阪府青少年指導員連絡協議会長表彰
平成 20 年 11 月 青少年育成大阪府民会議会長表彰
平成 28 年 6 月 大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 29 年 6 月 近畿人権擁護委員連合会長表彰

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所	[REDACTED]
氏 名	中野智子（なかのともこ）
生年月日	[REDACTED]

理 由

人権擁護委員河瀬洋子が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、後任委員の候補者に推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 中野智子(なかのともこ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

平成元年3月 三重大学工学部卒業

職歴

平成元年4月 積水ハウス株式会社 入社
平成元年6月 同上 退社
平成元年7月 野村建設株式会社 入社
平成8年1月 同上 退社
平成30年3月 公文式御幸教室 開設
現在に至る

公職歴等

自 平成27年4月 寝屋川市立和光小学校PTA副会長
至 平成29年3月

自 平成28年4月 寝屋川市青少年指導員
至 現 在

自 平成 29 年 4 月

至 平成 30 年 3 月

寝屋川市立校園 P T A 協議会会計

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

松本 勉（まつもと つとむ）

理 由

人権擁護委員松本勉が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 松本 勉 (まつもと つとむ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 5 月 慶應義塾大学経済学部卒業
昭和 51 年 3 月 慶應義塾大学法学部卒業
昭和 52 年 3 月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程中退

職歴

昭和 52 年 4 月 司法研修所 入所
昭和 54 年 3 月 同上 終了
昭和 54 年 4 月 真砂泰三法律事務所 入所
昭和 56 年 3 月 同上 退所
昭和 56 年 4 月 関西法律特許事務所 入所
昭和 59 年 3 月 同上 退所
昭和 59 年 4 月 松本勉法律事務所 開設
現在に至る

公職歴等

自 平成 6 年 3 月 日本弁護士連合会代議員
至 平成 7 年 4 月

- 自 平成 13 年 4 月 大阪弁護士会常議員
至 平成 14 年 3 月
- 自 平成 13 年 6 月 大阪府寝屋川警察署協議会委員
至 平成 17 年 6 月
- 自 平成 14 年 3 月 寝屋川市公平委員会委員
至 現 在
- 自 平成 14 年 7 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至 平成 17 年 7 月
- 自 平成 14 年 11 月 淀川左岸用排水管理組合公平委員会委員
至 平成 18 年 3 月
- 自 平成 15 年 4 月 大阪府都市競艇組合公平委員会委員
至 平成 18 年 3 月
- 自 平成 16 年 7 月 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至 現 在
- 自 平成 16 年 10 月 人権擁護委員
至 現 在
- 自 平成 20 年 4 月 大阪家庭裁判所家事調停委員
至 現 在
- 自 平成 20 年 12 月 人権調整専門委員
至 平成 27 年 7 月
- 自 平成 21 年 7 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至 現 在

自 平成 23 年 6 月 大阪府留置施設視察委員会委員
至 平成 27 年 5 月

自 平成 27 年 8 月 登録政治資金監査人
至 現 在

賞 罰

平成 15 年 11 月	暴力追放功労者「大阪・暴追センター会長」「大阪府警察本部長」表彰
平成 16 年 11 月	暴力追放功労者「近畿ブロック・暴追センター会長」「近畿管区警察局長」表彰
平成 16 年 11 月	暴力追放功労者（銅賞）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 21 年 11 月	暴力追放功労者（銀賞）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 22 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 22 年 10 月	全国公平委員会連合会表彰
平成 23 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
平成 25 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 25 年 11 月	暴力追放功労者（金賞）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 26 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 28 年 10 月	公平委員会制度 65 周年記念総務大臣表彰

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]
中井正昌 (なかいまさあき)

[REDACTED]

理 由

人権擁護委員中井正昌が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 中井正昌(なかいまさあき)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和42年3月 大阪工業高等専門学校建築学科卒業

職歴

昭和42年4月 株式会社中井工務店 入社

昭和48年7月 同上 代表取締役専務

平成16年10月 同上 代表取締役社長

現在に至る

公職歴等

自 昭和48年4月 寝屋川地区BBS会長
至 平成10年4月

自 昭和63年5月 保護司
至 現 在

自 平成元年4月 寝屋川地区少年補導協助員
至 現 在

自 平成 3 年 4 月 至 現 在 寝屋川地区少年補導協助員会長

自 平成 10 年 4 月 至 現 在 人権擁護委員

自 平成 10 年 5 月 至 現 在 寝屋川地区 BBS 会相談役

自 平成 11 年 6 月 至 平成 19 年 6 月 子どもの人権専門委員

自 平成 25 年 4 月 至 現 在 寝屋川地区保護司会長

自 平成 27 年 4 月 至 平成 31 年 3 月 大阪府保護司会常任委員

自 平成 31 年 4 月 至 現 在 大阪府保護司連盟副会長

賞 罰

平成元年 7 月 法務大臣感謝状

平成 2 年 5 月 寝屋川市表彰(功労者表彰)

平成 5 年 10 月 大阪保護観察所長功労表彰

平成 7 年 10 月 大阪府保護司連盟会長表彰

平成 7 年 10 月 近畿地方保護司連盟会長表彰

平成 15 年 6 月 大阪府人権擁護委員連合会長表彰

平成 15 年 10 月 大阪保護観察所長表彰

平成 16 年 6 月 近畿人権擁護委員連合会長表彰

平成 18 年 6 月 全国人権擁護委員連合会長表彰

平成 18 年 10 月	ひまわり功労賞
平成 19 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 20 年 9 月	全国保護司連盟会長表彰
平成 21 年 5 月	寝屋川市表彰(感謝状)
平成 21 年 9 月	法務大臣表彰
平成 25 年 5 月	大阪府知事表彰
平成 29 年 11 月	瑞宝双光章

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所 [REDACTED]

氏 名 原田幸三（はらだこうぞう）

生年月日 [REDACTED]

理 由

人権擁護委員原田幸三が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 原田 幸三 (はらだ こうぞう)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部卒業

職歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立啓明小学校教諭
寝屋川市立西小学校教諭(昭和 53 年 4 月)、寝屋川市立
神田小学校教諭(平成 5 年 4 月)、寝屋川市立西小学校教
諭(平成 12 年 4 月)を歴任

平成 23 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 23 年 4 月 寝屋川市立西小学校コーディネーター
至 現 在

自 平成 23 年 4 月 新葛原自治会書記
至 平成 30 年 3 月

自 平成 23 年 6 月 八中校区地域教育協議会長
至 現 在

自 平成 23 年 6 月 大阪府立西寝屋川高校協議委員
至 現 在

自 平成 29 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名 辻 本 通 (つじもと とおる)

生年月日

理 由

人権擁護委員辻本通が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 辻 本 通 (つじもと とおる)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部卒業

職歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立第五小学校教諭
寝屋川市立明和小学校教諭(昭和 51 年 4 月)、寝屋川市立堀溝小学校教諭(昭和 56 年 4 月)を歴任

平成 6 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局同和教育企画室長

平成 7 年 4 月 寝屋川市立明和小学校教頭

平成 10 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部学務課長

平成 13 年 4 月 寝屋川市立国松緑丘小学校校長

平成 14 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部総括参事兼次長

平成 15 年 10 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監

平成 17 年 4 月 寝屋川市立東小学校校長

平成 21 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 18 年 5 月
至 現 在 保護司

自 平成 20 年 4 月
至 平成 21 年 3 月 寝屋川市小学校長会会長

自 平成 22 年 6 月
至 平成 30 年 5 月 寝屋川市社会教育委員

自 平成 23 年 1 月
至 現 在 人権擁護委員

自 平成 24 年 6 月
至 平成 30 年 5 月 寝屋川市社会教育委員会議議長

自 平成 27 年 4 月
至 現 在 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員

賞 罰

平成 28 年 6 月 大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 29 年 6 月 近畿人権擁護委員連合会長表彰

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

友井 芙美子（ともい ふみこ）

理 由

人権擁護委員友井芙美子が、令和元年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

※ 任期 3 年（人権擁護委員法第 9 条）

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 友井 芙美子 (ともい ふみこ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 43 年 3 月 東大阪短期大学幼児保育学科卒業

職歴

昭和 43 年 4 月 寝屋川市に就職
寝屋川市立ひまわり保育所
昭和 44 年 4 月 寝屋川市立北幼稚園
昭和 47 年 4 月 寝屋川市立木屋幼稚園
昭和 53 年 4 月 寝屋川市立池田第二幼稚園
昭和 56 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 2 年 5 月 寝屋川市都市景観懇談会委員
至 平成 4 年 5 月

自 平成 3 年 2 月 寝屋川市女性問題懇話会委員
至 平成 6 年 2 月

- 自 平成 6 年 6 月 至 平成 15 年 3 月 寝屋川市社会教育委員
- 自 平成 7 年 4 月 至 平成 14 年 3 月 寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会副理事長
- 自 平成 10 年 4 月 至 現 在 人権擁護委員
- 自 平成 12 年 2 月 至 平成 17 年 2 月 寝屋川市環境保全審議会副委員長
- 自 平成 12 年 4 月 至 平成 24 年 4 月 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
- 自 平成 13 年 4 月 至 平成 15 年 3 月 寝屋川市社会教育委員会議議長
- 自 平成 13 年 5 月 至 現 在 寝屋川市民生委員推薦会委員
- 自 平成 14 年 4 月 至 平成 24 年 3 月 寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会理事長
- 自 平成 15 年 2 月 至 平成 24 年 3 月 寝屋川市家庭教育支援連絡会会长
- 自 平成 15 年 2 月 至 平成 27 年 3 月 寝屋川市立北小学校学校評議員
- 自 平成 18 年 4 月 至 現 在 寝屋川地区少年補導協助員

自 平成 19 年 4 月 大阪府警察被害少年サポーター
至 現 在

自 平成 21 年 10 月 寝屋川市総合計画審議会委員
至 平成 22 年 11 月

自 平成 24 年 4 月 寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会名誉理
至 現 在 事長

自 平成 24 年 5 月 寝屋川地区更生保護女性会会长
至 現 在

賞 罰

平成 15 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 16 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 18 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 19 年 6 月	法務省人権擁護局長表彰
平成 20 年 10 月	法務大臣表彰
平成 23 年 3 月	大阪府警察本部感謝状
平成 24 年 4 月	寝屋川市社会福祉大会会長表彰
平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰(功労者表彰)
平成 24 年 10 月	大阪保護観察所長感謝状
平成 30 年 4 月	藍綬褒章

副 市 長 の 選 任

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により同意を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

住 所

[REDACTED]

氏 名

市川克美（いちかわ かつみ）

生年月日

[REDACTED]

※ 任期 4 年（地方自治法第 163 条）

履歴書

本籍
住所
氏名
生年月日

[REDACTED]
[REDACTED]
市川克美(いちかわ かつみ)
[REDACTED]

学歴

昭和 59 年 3 月 同志社大学法学部法律学科卒業

職歴

昭和 59 年 4 月 寝屋川市に就職
平成 18 年 4 月 企画財政部企画政策室課長
平成 19 年 7 月 経営企画部企画政策室課長
平成 21 年 4 月 経営企画部ブランド戦略室長(次長待遇)
平成 24 年 4 月 市民生活部部長兼産業振興室長
(農業委員会事務局長併任)
平成 25 年 4 月 市民生活部長兼産業振興室長
平成 28 年 4 月 理事(健康部担当)兼健康部長兼保険事業室長
平成 29 年 4 月 理事(健康部担当)兼健康部長
平成 30 年 4 月 理事(経営企画部・まち政策部担当)兼都市未来政策監
兼経営企画部長
現在に至る

公職歴等

なし

賞罰

なし

固 定 資 産 評 價 員 の 選 任

次の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により同意を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

寢屋川市長 広瀬慶輔

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

田頭真二(たがしら しんじ)

[REDACTED]

理 由

固定資産評価員久本歩が、令和元年 6 月 19 日退任のため、選任したい。

履歴書

本籍所
住名
氏
生年月日

[REDACTED]
[REDACTED]
田頭真二(たがしら しんじ)
[REDACTED]

学歴

平成 11 年 3 月 立命館大学経済学部卒業

職歴

平成 11 年 4 月 自治省に就職
平成 17 年 4 月 総務省大臣官房会計課決算第二係長
平成 19 年 4 月 総務省自治財政局調整課地域財政係長
平成 21 年 4 月 総務省自治財政局調整課調整係長
平成 22 年 5 月 福岡県新社会推進部国際交流局交流第一課事務主査
(財団法人自治体国際化協会へ派遣(総務部企画調査課
主査、シドニー事務所所長補佐を歴任))
平成 25 年 4 月 総務省消防庁総務課会計第一係長
平成 27 年 4 月 総務省自治行政局公務員部福利課主幹(安全厚生推進
室主幹併任)
平成 28 年 4 月 総務省自治行政局地域政策課主幹(国際室主幹、地域
の元気創造推進室、内閣官房副長官補付併任)
平成 29 年 4 月 寝屋川市理事(中核市移行担当)
平成 30 年 6 月 寝屋川市副市長
現在に至る

公職歴等

なし

賞罰

なし